

J A M 政策NEWS

2003年3月26日第2003-20号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

産業再生関連法案が修正されて衆議院を通過

J A M組織内田中けいしゅう議員の奮闘で

個別事業の再生支援による産業の再生などを目的として、特殊会社である「株式会社産業再生機構」を設立するための法律が、3月20日の衆議院本会議で可決されました。また、3月末で期限切れとなる「産業再生特別措置法」の期間延長と、事業再構築計画に加え、共同事業再編計画、経営資源再生計画等をあらたに適用対象とする改正案も同時に審議され、可決されました。

雇用問題に配慮がなかった政府案

当初の政府案では、「雇用の維持確保が社会的使命である」ことや「労働者の理解と協力」が必要であるとの視点が欠けている点に大きな問題がありました。連合は、事業再生における考慮・配慮事項に「雇用の維持確保は社会的使命」と「良好な労使関係の維持」を明示する、

再生計画に労働組合等の意見を記載する項目を設ける、中小企業も活用できるような対策を講じる、などの要求を掲げ、与野党との政策協議や衆議院経済産業委員会公聴会での意見陳述等を行ってきました。

田中けいしゅう議員頑張る

J A Mとしても、同委員会の理事である、組織内の田中けいしゅう議員と密接に連携し、連合要求にそった修正の実現に取り組みました。田中議員は、現下の厳しい雇用情勢の下で、中

小企業の再生と雇用の維持・確保は最優先事項であるとして、与野党折衝に奮闘。連合の要求内容を大幅に盛り込んだ修正案と附帯決議を勝ち取ることができました。修正された内容と附帯決議の概要は、次の通りです。

産業再生機構法案修正内容

機構の目的に「雇用の安定等に配慮しつつ」再生をはかる旨の文言が追加。

再生支援の決定にあたっての配慮として、「機構は、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない」という条項が追加された。

再生支援決定にあたって「事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしない」との条項が設けられ、企業規模を理由として再生支援を拒まないことが明記された。

附帯決議

機構は、事業者が、労働者の理解と協力を得て、事業再生計画を策定及び実施しているか等、関係労働組合との協議の状況につき、十分な確認を行うものとする。

中小企業者の事業の実態等を勘案し、支援基準の運用に当たっても、機構による再生支援を中小企業者が十分活用しうるよう努めるものとする。

産業再生委員会の運営にあたっては、経営者を代表する者および労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとする。

その他全7項目

一方、産業再生法は修正がなく、連合要求である「営業譲渡の際の労働者保護」が実現していません。連合は、今後、参議院段階で与野党に強力に働きかけを行っていくとしています。